

意見書案第 2 1 号

日本学術会議会員候補者 6 名の速やかな任命を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 2 年 1 2 月 8 日

川崎市議会議長 山 崎 直 史 様

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 川崎市議会議員 | 宗 田 裕 之 |
| | 〃 | 勝 又 光 江 |
| | 〃 | 大 庭 裕 子 |
| | 〃 | 石 川 建 二 |
| | 〃 | 井 口 真 美 |
| | 〃 | 渡 辺 学 |
| | 〃 | 片 柳 進 |
| | 〃 | 赤 石 博 子 |
| | 〃 | 後 藤 真左美 |
| | 〃 | 小 堀 祥 子 |
| | 〃 | 市 古 次 郎 |

日本学術会議会員候補者6名の速やかな任命を求める意見書

内閣総理大臣は、日本学術会議が推薦した105名の当該会議の会員候補者のうち、6名を任命から除外したが、この任命拒否について、具体的な理由は示されていない。

日本学術会議は、日本学術会議法第2条において、わが国の科学者の内外に対する代表機関であると定められており、同法の前文に、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とするとされ、同法第3条にはその職務の独立性が規定されているとともに、会員の選出方法についても、当初は、全国の科学者による公選制によるものとされており、政府の関与は認められていなかった。

日本学術会議が、内閣総理大臣が所轄する政府の諮問機関とされながら、政府からの独立性が認められていたのは、前身である学術研究会議が、独立性を剥奪され、政府の御用機関とされたことへの反省や、学問の神髄である真理の探究には自律性と批判的精神が不可欠だからである。

また、昭和58年の法改正により、会員選出方法が公選制から推薦された候補者を内閣総理大臣が任命するという方法に変更されたが、同年5月12日の参議院文教委員会において、当時の内閣総理大臣は、政府が行うのは形式的任命に過ぎず、実態は各学会や学術集団が推薦権を握っており、政府の行為は形式的行為と考えれば、学問の自由独立はあくまで保障されると考えていると答弁したにもかかわらず、今回の任命拒否について政府は、会議の推薦に内閣総理大臣が従わないことは可能とした上で、任命制になったときからこの考え方が前提であって、法の解釈変更を行ったものではないとしており、このことが、当時の法改正の趣旨に反していることは明らかである。

任命を拒否された候補者の中には、安保法制や共謀罪創設などに反対を表明してきた者も含まれており、政府の政策を批判したことを理由に任命を拒否されたのではないかの懸念が示されているところである。

今般の任命拒否は、日本学術会議法に違反するのみならず、憲法第23条で保障された、学問の自由を侵害するものとして違憲であると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、速やかに日本学術会議の会員任命拒否を撤回し、同会議の推薦どおりに任命するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長 宛て

内閣総理大臣

総務大臣